

○財務省告示第二百五十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第一条の四第一項の規定に基づき、石川県の一部の地域における関税に関する申請期限等を延長する件（令和六年財務省告示第二百六十九号）において別途財務省告示で定めることとされる期日は、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月十九日

財務大臣 加藤 勝信